

広島市長 松 井 一 實 様

2018年度広島市予算編成にあたっての要望書

2017年9月19日

日本共産党広島市会議員団

団 長	中森 辰一
幹 事 長	村 上 厚 子
副幹事長	近 松 里 子
	中 原 洋 美
	藤 井 敏 子

目 次

はじめに	P 2
総務関係	P 3
消防上下水道関係	P 4
文教関係	P 5
経済環境関係	P 6
厚生関係	P 8
建設関係	P 1 1

はじめに

今年7月7日の国連での核兵器禁止条約採択は、長年にわたって核兵器廃絶を訴え続けてきた被爆者のみなさんや国内外の核兵器廃絶をめざす運動、そして広島、長崎両市にとって画期的なできごとです。これまでの取組がやっと大きな成果を得たものであり、核兵器廃絶に向けて大きな一歩を記すことになりました。

ところが、政府、安倍政権は核抑止力論の立場に固執し条約に署名しないと声明したために、国内外の失望と不信を招き、被爆者のみなさんから強い怒りの声があがりました。私たち広島に生きる者としてはたいへん情けない思いであるとともに、核兵器禁止条約の批准国を増やし核兵器廃絶に積極的にとりくむ政府への転換をめざす決意を新たにします。市長におかれては、政府の政策の転換に向けていっそうイニシアティブを発揮されるよう要請します。

他方、市民生活に関わる場所では、今年度から介護保険制度の改変により要支援者の介護サービスのあり方が変わり、事業者の対応も一様ではなく必要な介護サービスがきちんと保障されるかどうか問われる状況になっています。また、来年度の国民健康保険県単位化に伴い、国や県が市の一般会計からの法定外繰り入れの中止を求めていることが被保険者に不安を広げています。この間強行されてきた生活保護基準の切り下げに対しても強い不満の声が聞こえてきます。いま、改めて憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の意味が厳しく問われているのではないかと考えます。

国の政策により一定の制約を受けながら地方行政が行われている状況は理解していますが、地方自治を発揮すべき余地はたくさんあると考えます。

昨年も申し上げましたが、市民の切実な声をよく聞いていただき、どの市民も見通しを持って暮らし、どの子どもたちも希望をもって成長できるまちにするために、暮らしの実態に沿った施策を進めてくださいますよう期待するものです。

そうした願いを込めて、来年度予算に向けて、以下の106項目の要望を行います。よくご検討いただき、予算案に反映してくださいますようお願いいたします。

《総務関係》

1. 育児休業等に対する代替は全て正規職員で対応すること。
2. 大規模災害への対応という点からもこれ以上職員を削減しないこと。
3. 時間外労働については労働基準法で基準としている限度時間月45時間、年360時間を超えないよう、職員を増員すること。
4. 労働者の労働条件について、労使当事者間において自主的に決定したのでは発注者が想定した賃金が支払われる保証はない。広島市が発注する業務については公契約条例を制定し、公共工事や委託業務に従事する労働者に正当な賃金と権利が保障されるようにすること。
5. 広島市が雇用する職員の賃金は時給1000円以上にすること。また、指定管理者など委託事業者に雇用する従業員の賃金も時給1000円以上を前提として委託契約を行うこと。
6. 市税・国保料などの滞納者への差押えはこの数年急速に増えており、特別滞納整理課にまわる前に解決の道筋をつける必要がある。そのためには気軽に納付相談ができる体制が求められる。しかし、相談窓口が中区にしかないため広い市域を抱える本市では気軽に来るわけにはいかない。各区役所・出張所にも相談窓口を設置すること。また、滋賀県野州市にならって、滞納者の生活を立て直す支援ができる部署を設置すること。
7. 「広島市空き家等対策計画」に基づく空き家対策や、「住宅団地における住替え促進モデル事業」の課題を明らかにし、とりわけ高齢化した団地ごとの相談窓口、支援員を配置すること。
8. 施設が確保できる大学においては投票所を学校に新設するように取り組むこと。
9. バッファゾーン内にふさわしくない「かき船」と「カフェポンテ」は撤去すること。
10. 平和記念施設の保存・整備方針の項目から「賑わいの場」を削除すること。
11. ポーランドの世界遺産にならって、原爆資料館のパフレットは30か国語程度で作成するようとりくむこと。また、同様にポーランドの世界遺産にならって外国人向けガイドをボランティア頼みにせず、30か国語程度を目標にどの国からの訪問者にもその母国語でガイドできるよう正規職員での体制づくりにとりくむこと。
12. 放射性廃棄物の処理方法もままならないのに、いっそう廃棄物を出し、事故が起こ

れば広島市民にも多大な影響を与える原子力発電所の建設・稼働は中止するべきである。島根、伊方、上関などの原子力発電所の建設、稼働中止を国に求めること。

- 1 3. 「広島市公共施設等総合管理計画」を具体化するに当たっては、それぞれの地域の声を確認して進めていくこと。
- 1 4. 中国地方で唯一の通年で使える専用カーリング場がなくなる。広島市に通年利用できるカーリング場を設置すること。
- 1 5. 「区政懇談会」や「区政車座談義」だけでなく、区民公募委員を入れた「区自治協議会」を立ち上げ、より市民の声が反映される区政になるよう努めること。また、区民の要望にできるだけ応えられるように、区長にゆだねる予算を大幅に増額すること。
- 1 6. 来年度の住民税の課税通知書にマイナンバーを記載しないこと。
- 1 7. (公財)放射線影響研究所が、加害国であり今なお核兵器を開発し続けている米国の影響から離れて、真の被爆者のための研究機関となるように米国と日本政府に求めること。
- 1 8. 比治山平和の丘構想の二期、三期の工事はもっと市民の声を聴き入れること。また、現状の構想では二期以降はむだ遣い事業となると考えるので中止すること。
- 1 9. 防災行政無線の屋内受信機は全戸設置が望ましいが、当面世帯数に応じた設置基準を引き下げ、当面100世帯ごとに1台とすること。また避難行動要支援者を支援する人やその他設置を希望する方の自宅にも設置すること。
- 2 0. 中野公民館にエレベーターを設置すること。

《消防上下水道関係》

1. 広島市の急傾斜地対策は遅れており、今年度の予算規模では300年もかかる。せめて30年で未対策の急傾斜地の対策が完了する予算規模へと今年度の10倍に予算額を増やすこと。
2. 消防署の仮眠室は、建て替え時に個室化する計画だが、既存消防署の仮眠室を個室化する計画をつくり、早期に実施し、消防職員の健康に資すること。
3. 下水道事業は指定管理者制度を導入しないこと。
4. 井戸の水質悪化によりどうしても水道接続が必要となったとして、現に新たな水道接続費用の貸し付け要望が出ているが、こうした要望は今後も出てくるのが考えら

れるため、水道接続費用の貸付制度を復活設置すること。

《文教関係》

1. クラスの生活単位を壊す習熟度別授業をやめて中学校2・3年生の35人以下学級を実施すること。
2. 全ての学級担任を正規教員にすること。
3. 新規採用を増やし、定数内臨時採用教員をなくすこと。
4. 産休は事前にわかるため、産休に当たっては1日もあけることなく直ちに代替え教員を手当てすること。
5. 栄養士の未配置校をサポートする支援では限界があるため、栄養教諭を増やし、全校へ学校栄養職員を配置すること。
6. 学校給食費の保護者負担は義務ではないため、無料化を進めること。
7. デリバリー給食は申込率が低く残食率が高いため、学校給食の目標が達成できているとは言えない。そもそも、同じ広島市内の学校でありながら、完全給食の学校とそうでない学校が併存しているのは、市の都合による差別に他ならない。また、学校給食は教育の一環であるはずであり、すべての子どもがその利益を受ける必要がある。よってデリバリー給食は順次直営の自校調理か親子調理方式に転換すること。
8. 子どもたちは食事の仕方も様々なはずである。中学校の給食の食事時間が十分確保されていないとの声がある。時間割を工夫して十分な時間、少なくとも正味30分は保障されるようにすること。
9. 教員に労働基準法を適用すること。残業は月45時間を超えないこと。
このことを前提に、教師が子どもと向き合える時間を増やすこと。
10. 子どもの負担を増やす土曜授業はやめること。
11. 当面、特別教室の理科室と授業で使用している空き教室、ふれあい教室にもエアコンを設置すること。普通教室へのエアコン整備のめどはついており、すべての特別教室へのエアコン整備を早期に実施すること。
12. 児童館の公設公営を守り、「指定管理者制度」の導入をせず、公的責任を維持すること。また、正規職員で行う事業とすること。
13. 児童館を子どもたちの健全育成活動の拠点と子育て支援事業の推進を行う施設とし

て充実し、正規指導員の体制を整えて閉館時間を見直すこと。

14. 児童館未設置学区が28学区となるなか、早急に、すべての小学校区に児童館を建設できる計画をつくり公表すること。その際、最低年4館ずつの新設計画に戻すこと。
15. 子どもの健全育成に資する放課後児童クラブは受益者負担の観点はそぐわないので有料化しないこと。また、民営化しないこと。
16. 宇品小学校の隣地にある広島大学所有の建物の解体後の跡地を借りて、宇品小学校の放課後児童クラブの増設を行い、マンモス化を解消すること。
17. 児童館や放課後児童クラブのトイレの洋式化や男女別にするなどの環境改善に努めること。
18. 小学校入学時の就学援助金については、小学校入学時に必要なものをそろえることができるように、3月の初めに支給できるようにすること。そのために、11月の就学前検診時に就学援助の申請書を配布し対応すること。
19. 保護者負担を増やさないために、備品・消耗品費などの学校管理運営費を増額すること。
20. 特別支援学級の学級編成基準を6名にすること。
21. 通級指導教室を当面少なくとも中学校を各区に1か所、小学校は中学校区に1か所は設置すること。
22. 特別支援学校のマンモス化解消に向け、早期に新設すること。
23. 過度な競争教育の原因になっている全国学力調査は悉皆調査ではなく抽出調査とするよう国に要望すること。仮に続けるとしても、他の教育プログラムにしわ寄せとなる過去問指導をやめること。教員への負担となっている県が行う基礎基本調査への参加はやめること。
24. 市独自の奨学金制度を導入すること。
25. 全ての子どもの教育の機会均等を保障するためにも市独自の判断で朝鮮学校の補助金を復活すること。

《経済観光環境関係》

1. 地球温暖化対策の目標を達成するために、市として再生可能エネルギー利用を拡大していくとともに、市民による再生可能エネルギーの利用をいっそう促進する支援策

にとりくむこと。

2. 企業立地補助金を受給する企業は市の補助金だけでなく県の補助金も受け取っており、県との二重行政となっているため、この事業は廃止すること。
3. 広島市の地域経済の最大の担い手は中小企業であり、その振興をはかる施策をいっそう推進するため、「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。
4. 耐震対策事業や、高齢者・障害者の住宅改造の補助事業以外の一般の住宅リフォームを対象とする補助制度を早期に制度化すること。
5. 店舗魅力向上型補助を拡充すること。
6. 「負の遺産」として世界遺産に登録された原爆ドームと原爆ドームを守るためのバッファゾーンは、周辺とは隔絶された空間であるべきであり、あえてその中に「にぎわい」を持ち込む必要はなく、原爆ドームの「負の遺産」としての役割が高まれば高まるほど世界中から人々が集まってきている。

原爆ドームの世界遺産としての価値を守るためには、遺産そのものだけでなくバッファゾーンも適正に保全する必要がある、それは世界遺産登録を申請した市の責務である。こうしたことから、「にぎわい」を目的とする「水の都ひろしま構想」からバッファゾーンを除くこと。

なお、「来訪者のための憩いの場、賑わいの場」はバッファゾーンに隣接する地域にいくらかでもあることを認識するべきである。

7. 恵下埋め立て場の安全性の担保と負担軽減のため、さらに、莫大な税金を投入して建設した出島処分場の有効活用のためにも、出島処分場が活用できる間は、焼却灰は出島処分場で処理するように見直すこと。
8. 出島処分場は地元との協定通り10年で閉鎖すること。
9. 有害鳥獣対策について、昨年度から市が導入している大型捕獲柵の設置は、大きな効果が期待できることから被害の著しい地域において地域との協力体制を構築し、増設を図るなど、積極的に推進すること。
10. 広島市の非正規の若者を正規雇用に切り替えて、若者の自立を図る手立てを講じること。
11. シルバー人材センターに登録する高齢者の賃金は最低賃金を上回るとしているが、実態を確認し、下回っているようなら最低賃金を上回る施策を行うこと。

《厚生関係》

●保育園・子ども

1. ふくしま第2保育園についてはその後の入園状況を見ても地域の保育行政に果たしている役割は大きい。こうした状況から廃園方針は理由がないため撤回すること。
2. 企業主導型保育所に入所する子どもたちも広島市の子どもたちであり、事故などがないように市として責任を負うべきである。企業主導型保育所においても広島市が進めてきた保育基準を満たすよう行政として関与し必要な指導・支援を行うこと。
3. 保育ニーズに対応した認可保育園の増設を進め待機児解消をはかること。
4. 非婚のひとり親に寡婦控除をみなし適用していない政令市は少数である。広島市も国の制度見直しを待たず、子育て支援策としても、市独自に非婚のひとり親の寡婦控除をみなし適用し、保育料の引き下げを行うこと。
5. 保育・介護人材サポート事業では実質的な処遇改善にはならないと考える。保育士が専門職として誇りをもって長く働くためには、大幅な処遇改善が必要であり、国に要望するとともに、当面は市独自で保育士の給与・待遇のさらなる改善にとりくむこと。
6. 公立保育園の3歳児以上の子供の完全給食を実施すること。仮に実施するとした場合の予算額を明らかにすること。
7. 子どもの医療費補助制度は、全国的な流れになっている中学校3年生までとすること。当面、あらたな所得基準を撤廃し、一部負担を元に戻すこと。また、国がこの制度に取り組むよう求めること。さらに広島県が中学校3年生まで実施することを求めること。
8. ひとり親家庭医療費補助制度に一部負担を導入しないこと。
9. 小児科の夜間救急を舟入病院任せにしないためには小児科医師を増やす必要がある。そのために、広島市内で働く小児科医師養成に特化した独自の奨学金制度を創設すること。県が実施する小児科医師確保対策の成果を明らかにすること。

●障がい児・者

1. 障がいの程度に関わらず1日保育園にいるのは変わらないので、加配を半日で打ち切るのは理由がない。よって障害の程度にかかわらず障がい児一人でも1日8時間

の保育士を加配すること。

2. 人工内耳装用児に対する広島市独自の補助をすること。
3. 骨導補聴器の修理に対する広島市独自の補助をすること。
4. 障害の程度を問わず、紙おむつの必要な障害児には支給できるようにすること。
5. 放課後等ディサービスの質の向上を図るために、専門相談員を設け、個別性に配慮した支援や、やや長期的な視点に立ったアセスメントを提供できる支援計画の立案などについて巡回指導を行ったり、「福祉サービス第三者評価」の役割を担ったりできるようにすることで、すべての放課後等ディサービス事業所のレベルアップを図ること。
6. 地域防災会議に障がい者やその家族を入れられない理由を明らかにすること。
7. 県が始めるヘルプマークを普及させ、利用者には無料配布すること。
8. 子ども療育センターで欠員となっている、精神科医、整形外科医を早急に正規で雇用すること。
9. 光町の子ども療育センターの初診待ち・診察待ちを一か月以内にできるよう、集団診察体制をとること。
10. 西部療育センター・北部療育センターに発達障がいの専門医（小児科医・精神科医）を配置すること。
11. 廿日市市で実施されているような65歳以上の障がい者の介護保険の利用料負担を市が補助して負担問題を解消すること。
12. 障がい者が65歳を迎えたからという理由だけで、これまで障害福祉サービスを利用することで人間としての生活を維持してきた方に対して、一部負担が生じサービス料も制限が大きい介護保険サービスの利用を強制することはやめること。

●介護保険・高齢者

1. 介護職員の平均給与は全産業と比べて10万円も格差がある。そういう中で、介護報酬改定で1万円の処遇改善を実施したとしても市独自の介護職員の処遇改善加算を中止する理由にはならない。この問題での市の姿勢が問われている。市独自の介護職員の処遇改善加算を復活すること。
2. 外出先を制限せず、高齢者の外出のきっかけづくりとなっている公共交通機関利用助成制度は廃止せず拡充すること。
3. 認知症の方への障がい者手帳取得を積極的に推進し、手帳を交付された際には認知

症の障害特性に鑑み、要介護度にかかわらず家族介護用品（紙おむつ）を支給できるようにすること。

4. 市内で一番高齢化が進んだ基町地区に、泊まりのある介護施設を整備すること。その際は国有地である県営住宅跡地が候補地として望ましい。高齢化は待ったなしの状況であり、中央公園のあり方の検討の中でと言わず、最優先で検討すること。
5. 単に期限を決めた介護サービスからの「卒業」のみを目的とした機械的なケアプランの押し付けはやめること。利用者と家族の意思決定を尊重し、個々の利用者の人格を尊重したうえでその心身の状況に基いた適切なケアプランによる介護サービスを推進すること。現場で適切に判断する介護支援専門員の裁量を尊重すること。
6. 地域包括支援センターに対して、ケアマネジメントから地域基盤整備まで多種多様な活動が求められている中で、各センターがその程度はさまざまであるとしても、そのための地域の団体や個人との関係を長期にわたって築いてきているのは個々の地域の財産である。それを水泡に帰すような事業者の転換は大きなマイナスである。地域包括支援センターの公募はやめること。

●国民健康保険

1. 制度の県単位化に当たり、国も県も市町村の一般会計からの繰り入れ中止は強制しないとしているので、広島市は一般会計からの繰り入れを継続し増やすこと。また、加入世帯が全体として貧困化している中で、現状以上に保険料を上げないこと。
2. 国が補助金を抜本的に増やし、保険料が上がらないように国に要請すること。保険料の引き下げに資するために県に対しても一般会計からの法定外の補助金を大幅に増やすよう要請すること。
3. 生活保護基準の1.3倍以下の低所得世帯を対象とする、広島市独自の恒常的な低所得世帯のための保険料減免制度を創設すること。
4. 一部負担（3割分）減免制度を継続し、治療が終了するまで利用継続できる制度に拡充すること。
5. 資格証明書が理由で手遅れで死亡した事例を契機に資格証明書を原則出さない措置をとったことを思い起こし、市民の命を守るために県単位化後も現状の措置を継続すること。

●生活困窮者

1. 就労や住居相談の面で広島市暮らしサポートセンターが十分機能しているとは言えない現状があるため、新たにすべての市の関係部署により構成する生活総合支援組織を設置し、市民の生活再建を支援すること。

●被爆者

1. 黒い雨体験相談事業は、黒い雨を経験した住民の単なる健康不安を聞き取るだけの相談事業ではなく、体験をしっかりと聞き取って、それをもとに国に対して黒い雨による被爆地域の拡大を迫るものとして位置付けて取り組むこと。

《建設関係》

1. 必要性も採算性もない広島高速5号線建設は中止すること。
2. 市営住宅の修繕に関して、指定管理者は市が定めたマニュアル通りの対応しかしないため、市が負担すべき修繕でも住民が負担していることがあるのではないかと。臨機応変に必要な修繕対応を行うこと。
3. 階段室型市営住宅の設置可能な建物にエレベーターを設置すること。
4. 乗り合いタクシーの実施を求める地域に地域交通を実現するために、市がイニシアティブを発揮すること。また、すでに事業が進められている地区は地元の声を定期的に聞き、事業が継続されるような施策に結び付けること。
5. 地域公共交通再編計画では、都心部で過密化しているバスを減らすとしているが、乗り換えが増えるなど、バスの再編が郊外から来る市民に不便にならないようにすること。
6. バスの再編による余剰バスは、地域住民の目線にたち、これまでバスが通らない区域でも地域が必要とする路線を設置し、活用できるようにすること。
7. 急な坂道のある団地でも、高齢化により免許を返納し、歩いて買い物などする住民が多くなっており、坂道は日常生活のバリアとなっている。道路構造令などの制約があるようだが、歩道がない道路でも道路の端に手すりを設置して歩行者の安全が確保できるように設置に向けて引き続き検討すること。
8. 都市計画道路整備のための、立ち退き世帯の移転地の確保に引き続き努めること。

9. 東部連続立体交差事業は、全面高架化すること。
10. 安佐町では冬場は積雪が多く、凍結のために日常生活に支障をきたしているため、頻回の除雪を実施するなど対策をとること。
11. JR芸備線の安芸矢口駅にエレベーターを設置すること。
12. 市営住宅マネジメント計画と住宅セーフティーネット法は切り離して活用し、既存の市営住宅の管理戸数を削減しないこと。住宅セーフティーネット法の運用を本来の趣旨に沿って、登録住宅が急速に増えるよう、早急な促進施策を講じること。
13. 公共施設のトイレを洋式化し、さらに障害のある市民が利用しやすいようシャワー付きトイレを設置すること。

以上です。よろしく申し上げます。